

迷惑電話防止装置モニターを募集します

(再周知)

町では、いわゆる「オレオレ詐欺」や「還付金サギ」などの特殊サギや、しつこい営業電話、怪しい電話などへの対策と現状把握を図るため、迷惑電話防止装置のモニターを募集します。



■募集期間
随时（募集世帯数に到達するまで）

・機器に関する電気代はご利用者の負担です。	（例）初期費用2,200円（税込）+月額利用料440円（税込）×使用月分
-----------------------	--------------------------------------

○迷惑電話防止装置（トビラフォン）は、警察等が認知しているものを含む、危険な電話番号から電話がかかってきた場合、自動的に着信を拒否してくれます。

町では、いわゆる「オレオレ詐欺」や「還付金サギ」などの特殊サギや、しつこい営業電話、怪しい電話などへの対策と現状把握を図るため、迷惑電話防止装置のモニターを募集します。

5世帯（1世帯1台まで）

モニター内容

- ①迷惑電話防止装置の利用
- ②アンケートへのご協力（年1回程度で簡単なもの）
- ③データ提供（※装置をつけると自動的に行われます。）

モニター期間

令和5年3月31日まで
(延長できます)

■注意事項

- ・迷惑電話防止装置を設置するまでに、電話会社（NTT等）が提供する電話番号表示サービスに加入する必要があります（有料）

● 軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）の開始

税のお知らせ

☆4-2511内線117

● 軽OSS（新車購入時における軽自動車保有關係手続）の開始

税のお知らせ

☆4-2511内線117

● 詳細は地方税共同機構、軽自動車検査協会のHPをご確認ください。

税のお知らせ

☆4-2511内線115

質な電話を防げるわけではありません。知らない番号からの着信には、慎重に対応をお願いします。

・機器の導入に一定のお時間がかかりますのでご了承ください。

※電子的に確認できない場合は、従来どおり納税証明書の書面提示が必要となることがあります。

（例）
・納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
・中古車の購入直後の場合
・他の市町村へ引越しした直後の場合
・対象車両に過去の未納がある場合
（注）二輪の小型自動車（250cc超）について
は、紙の納税証明書が必要です。

これにより軽自動車の継続検査申請手続きにおいて、納税証明書の提示を原則（※）省略することができます。

・新規検査の電子申請、検査手数料・自動車重量税の納付
・軽自動車種別割の電子申告
・軽自動車環境性能割の電子申告・電子納付
（注）
・申請にはパソコン、電子証明書（マイナンバーカード等）、ICカードドリーダー等が必要です。
・スマートフォン、タブレットからの申請はできません。
・二輪・原付・小型特殊は軽OSSの対象ではありません。

対象の手続きは次のとおりです。

■モニター謝礼
6,000円相当の商品券

税のお知らせ

☆4-2511内線117

税のお知らせ

☆4-2511内線117